

令和4年3月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	令和4年3月15日(火)		
2 開会及び閉会	開会	14時00分	
	閉会	14時55分	
3 出席委員	教育長	菅野和良	
	委員	片山美香	
	委員	河内智美	
	委員	石井希典	
	委員	上西芳樹	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	荻野拓志	教育次長	奥橋健介
次長(教育総務部長兼務)	赤野政治	学校教育部長	谷岡哲郎
生涯学習部長	小坂正樹	教育企画総務課長	重河啓子
教育企画総務課企画調整担当課長	植山智恵	教職員課長	齋藤靖
指導課長	田中光彦	就学課長	畑克己
保健体育課課長	力竹孝典	保健体育課長代理	花房明彦
学校施設課課長	秋庭一夫	市民生活局スポーツ文化部 スポーツ振興課長	唐井努
岡山っ子育成局こども企画総務課	山本章文		
事務局 (教育企画総務課課長補佐)	井本浩行	事務局 (教育企画総務課主任)	武藤祐子
5 議題及び結果			
報告第9号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	
報告第10号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	
報告第11号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	
第8号議案	第3期岡山市教育振興基本計画の策定について	原案可決	
第9号議案	令和4年度 岡山市就学援助認定基準及び支給基準の決定について	原案可決	
6 教育長等の報告 なし			

7 議事の概要	
<p>教育長</p> <p>全委員 教育長</p> <p>全委員 教育長</p> <p>教育企画総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月の教育委員会定例会を開会する。 傍聴者なし。 日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ 本日1日限りとする。 日程第2、こちらに2月の定例会の議事録があるのでご覧いただいて、問題なければ署名をお願いします。 日程第3、このたびは事業報告はない。 それから続いて、議事に入る前に会議の公開・非公開についてお諮りする。 日程第5の第10号議案、これは任免、賞罰等職員の身分の取扱い、その他人事に関する事項として、会議規則第7条第1項第1号に該当するため、非公開としたいと思うが、皆さんいかがか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ それでは、日程第5の第10号議案は非公開と決定する。 それでは、会議を始める。 日程第4、報告第9号、教育企画総務課から報告をお願いします。</li> <li>○ では、資料の1ページ、報告第9号専決処理の報告についてをご覧いただきたい。 これは令和3年度岡山市一般会計補正予算（第8号）案のうち、教育委員会分の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、3月1日に専決処理したものである。内容については、資料の2ページ、令和3年度岡山市一般会計補正予算（第8号）についてをご覧いただきたい。 第10款教育費のうち、教育委員会分の補正額は34億6,400万1,000円を増額し、補正後の額は519億8,832万円となる。主な事由としては、資料3ページの下、校用器具費3,220万円は、国庫補助の内示を受けてGIGAスクール構想の推進のため、小学校高学年の教室に機器の追加整備を行うものである。 資料4ページ、第5項小学校費をご覧いただきたい。 学校教育活動継続支援事業の補正額1億1,340万円と、次資料5ページをご覧いただきたい。第10項中学校費の学校教育活動継続支援事業の補正額5,175万円、それから資料7ページをご覧いただきたい。第15項中高一貫校費の学校教育活動継続支援事業費の補正額315万円、これらは国の1次補正にて学校の感染症対策を徹底しながら児童・生徒の学習保障を行うための経費に対応するものである。 資料4ページへお戻りいただきたい。 学校施設管理費のうち学校教育施設等整備基金積立金14億円、これは空調設備整備事業で整備した普通教室への空調設備、エアコンの更新に備えて積立てを行うものである。資料4ページから5ページにかけての小学校費の学校施設長寿命化改修事業費の補正額20億4,281万円及び、次資料6ページの中学校費の中の学校施設長寿命化改修事業費補正額のうち4億8,119万円は、国庫補助の内示を受けて長寿命化改良工事やトイレ洋式化工事等を前倒しして実施するものである。 また、資料5ページをご覧いただきたい。 校舎等建設費の補助額のうち447万円は、山南学園整備に係る工事請負費の増額分を計上するものである。 次、資料9ページをご覧いただきたい。 第30項保健体育費の学校教育施設等整備基金運営費の補助額のうち学校教育施設等整備基金積立金1,635万円余は、学校給食民営化委託による経費削減分等を基金に積み立てるものである。 次、資料10ページ、上の表のところ繰越明許費補正（追加）をご覧いただ</li> </ul>

<p>学校施設課長</p>	<p>きたい。</p> <p>これらは、適正な工期が年度内に取れないため、あるいは国庫補助の内示及び国補正に伴うもので年度内での執行が難しいため、全額を令和4年に繰り越すものである。</p> <p>同じく10ページの下段、債務負担行為（追加）をご覧ください。</p> <p>国庫補助の内示を受けて計上した三門小学校の長寿命化改修工事2億9,588万円及びトイレ洋式化工事7,200万円については、工期が令和5年までの複数年にわたることから債務負担行為を設定するものである。</p> <p>以上で全体の説明を終わる。引き続き、補足資料を順次ご説明する。</p>
<p>教育企画総務課財務担当係長</p>	<p>○ 11ページをご覧ください。</p> <p>学校空調機器の更新事業に係る積立金についてである。</p> <p>平成30年度から令和2年度にかけて約2年間の間で小・中学校の普通教室で空調の整備を実施した。これが十数年後に一斉に機器の更新があるので、この財政負担を平準化するために積立てを行うものである。</p> <p>下のスケジュールだが、令和2年度に2億円を積み立てている。今年度も当初2億円の積立てを予定していたが、財政状況を鑑みて14億円を今年度補正で積み立てることができた。以降については、残り26億円を積み立てる予定だが、9,000万円を積み立てる計画に変更している。</p> <p>○ 続いて、資料12ページをご覧ください。</p> <p>児童生徒支援教室整備事業について繰越しをするものである。こちらの平福コミュニティハウスと南部適応指導教室を合築して建築を今年度しているところだが、工期の変更があり、これに係る家屋調査について来年度に行うため繰越しをするものである。</p>
<p>教育企画総務課長</p>	<p>続いて、資料13ページ、14ページ、情報教育推進事業、こちらも繰越しになる。こちらはGIGAスクール構想の一層の推進に向け、岡山市の小学校高学年の教室に大型提示装置を国の補助の内示を受けてするものである。こちらの執行の期間が取れないので来年度に繰り越すものである。</p> <p>○ 続いて、15ページになる。</p> <p>学校教育活動継続支援事業、これも翌年に繰り越すものであるが、学校における新型コロナウイルス感染症対策経費として学校に配給するものである。令和4年も当初予算のほうに入れるように要求しようと思っていたが、国が1次補正の予算計上をされたので、これを受けて前倒して今年度の補正予算に計上して、来年度すぐ使っていただけるように令和4年度の費用として全額を繰り越すものである。内容と金額の目安については、それぞれ書いてあるとおりである。</p>
<p>学校施設課長</p>	<p>○ 続いて、16ページである。</p> <p>学校施設改修事業の繰越明許費についての説明をする。3の事業内容のところにあるように、2つの工事がある。五城小学校の排水施設修繕と富山小学校希望の橋取付護岸補修工事である。五城小学校のほうは先行で校舎のトイレの洋式化の工事をしており、この後排水工事をするので、繰越しをさせていただく。富山小学校の希望の橋については、橋の下の護岸が傷んでおり、これを改修するが、地元との調整に少し時間がかかり、その関係で繰越しをさせていただく。</p> <p>続いて、17ページ、18ページになる。</p> <p>学校施設長寿命化改修事業（繰越明許費）、これは18ページにあるように小学校10校、中学校3校の長寿命化の耐震工事になる。これについては、今年1月末に国庫の補助がついて、この補助と同じ年度に実施するという、2年度に補正を行うということで、全てこの改修工事の内容のものについては前年度に前倒しをして補正で上げたというふうなことになる。内容はそこに書いてあるような防水改修、屋上の防水、外壁の塗装、トイレの洋式化、照明のLED化、その他の工事を載せている。</p> <p>続いて、19ページをご覧ください。こちらの小中学校トイレ洋式化事業</p>

保健体育課長代理	<p>についても繰越明許になる。これも長寿命化の工事と同じ内容であるが、1月末に国庫の補助がついたので、これに合わせて前倒しで補正として上げさせていただく。そのため、工事が実際には次年度になるので繰越しをさせていただき、工事のほうは終わるということになる。</p> <p>○ 引き続き、20ページである。 学校保健事業（繰越明許費）についてである。 事業の趣旨をご覧いただきたい。令和3年10月に岡山市内の認可保育園において、複合遊具の事故が発生したことを受け、小学校87校、中学校37校に設置されている遊具・器具等を対象に専門的な基準適合診断と劣化点検を緊急的に実施することで、より一層の安全性の確保を図ることを目的としている。 繰越明許理由としては、点検従事者として公園施設製品安全管理士、それから公園施設製品整備技師の資格を有する者が要件となる。市内では業者が2業者しかない。さらに幼稚園と保育園においても緊急的に点検業務委託を実施しており、その業務の進捗との兼ね合いにより年度内の完工が困難となったため繰越明許をするものである。明許費については、そこに書いてあるとおりである。</p>
生涯学習課長	<p>○ 続いて、資料の21ページ、公民館運営事業をご覧いただきたい。 本案件については、旧灘崎公民館の解体工事予算について、その前段階で必要となる水道管移設工事の完工が当初の予定より遅れたため、令和3年度中に解体工事の工期の確保ができなくなったことから、令和4年度に繰越明許を行うものである。スケジュール、事業費については、資料に記載のとおりである。 引き続き、22ページ、同じく公民館の建設事業をご覧いただきたい。 本案件は、旧上道公民館の解体撤去工事について、工事中にアスベストを含む可能性のある建材が発見されたことから、その検査をする必要が生じたため、年度内での工事完工が不可能となり、繰越明許費を計上するものである。スケジュール、事業費等については資料のとおりである。</p>
教育企画総務課財務担当係長	<p>○ 続いて、資料の23ページ、図書館運営事業について、こちらも繰越明許になる。 図書館運営に係るもので、2つの工事について年度内に工事が完了しないので繰り越すものである。1つ目は、北区保健センター、こちらの1階部分が建部町の図書館となっておるので、図書館の負担する金額について、それから中央図書館の長寿命化にともなってキュービクル工事を本年度予定していたが、社会情勢の関係で部材の調達に不測の日数を要することになった。そのため、年度内に工事が完了しないということになったので来年度に予算を繰り越してしようとするものである。事業費、それからスケジュールについては記載のとおりである。</p>
保健体育課長補佐	<p>○ 続いて、24ページをご覧いただきたい。 事業名、学校給食センター建設事業で、事業の趣旨は、現在岡山市中区赤田にある岡山学校給食センターの老朽化に伴い、中区海吉地区に移転建て替えを行うものとなっている。繰越しの理由として、土地購入の用地交渉等に不測の日数を要して、土地造成に係る測量調査設計業務やPFI整備運営に係る設計監理業務等の着手が遅れ、年度内完工が困難となったため、繰越しをお願いするものである。繰越しの費用については、資料のとおりとなる。</p>
教育長 河内委員	<p>○ それでは、今いろいろ説明があった件について、何か質問やご意見はないか。 ○ 繰越明許がずっと並んでいるが、今、コロナの関係で材料がなかなか調達しにくいということが一般的にもよく言われているが、この繰越明許理由、補正理由を見させていただいたりご説明いただいた中では、図書館の部材調達だけだったかと思うが、そういうことが様々起こっている延長にご苦労なさっているということはないのか。</p>
学校施設課長	<p>○ 今おっしゃっていただいたように、材料については非常に不足している部分がある。LEDだとか、そういう照明関係等はやはり物が入りにくく、現場では大変苦労しながら材料を調達していると聞いている。実際にかなり前から契約しているものについては事前に調達をしていただいたり、現場のほうで何とか工夫し</p>

河内委員	<p>ていただいて調達をしており、学校のほうからは、例えば照明の交換だとかについてはもう物が無いということで少し発注を控えていただいている部分はある。</p> <p>○ 例えば今の時間、卒業式で体育館の電灯とか注文が多い時期である。それがなかなか間に合っていない現状はあるのか。</p>
学校施設課長	<p>○ 実際にはそういうことがある。今すぐ切れてどうということにはなっていない。今体育館の照明が自動的にオートリフターといって下に降りてくるような物になっている。これをLED化に順番に変えつつあるが、実際にはまだLED化されていない体育館がたくさんあり、そういうところを順次変えていっている。直前で卒業式、入学式のときに大丈夫かなという心配はこちらのほうでもしていない。</p>
教育長 片山委員	<p>○ ほかにないか。</p> <p>○ 20ページの学校保健事業に関わって、岡山市内の認可保育所での複合遊具の事故があったことによって管理、点検をしてくださるということでとても安心だなと思うが、こういった事故が起きたためにあえて全体を点検してくださるということで、定期的にはどのようなことになっているのか、教えていただければと思う。</p>
保健体育課長代理	<p>○ 定期点検は、月点検、日常点検、長期の休みの間の学期の点検、それから台風が来ると臨時の点検をする。そういう点検は通常やっていた。教職員に研修もして、年度初めに管理職に、こういう点検の仕方をするんだという研修をした上で点検業務はしていたが、今回この事故があり、基準に適合しているかという部分の点検をまずするという。それから、今回は劣化とか腐食、そういったものもやっていたが、併せて専門業者に見ていただくということでお願いしているものである。</p>
片山委員	<p>○ とても安心だなと思うが、逆に適合診断というのはもともとされて設置されているわけではないのか。ここで言う適合診断という説明をもう少しお願いできればと思う。</p>
保健体育課長代理	<p>○ 設置をする段階で遊具は安全なものを設置されているはずだが、例えば留め具と遊具の間の隙間、通常より空いてないとか、そういったところで点検を今回していただく。それまで設置した遊具はいろいろ規格の中に入ってるもの。ただし古いもの、もう設置されて40年程経っているものも結構あるので、それが新しい今の基準に適合しているかどうかというところを今回改めて見ていただく。修繕や改修が必要であるものはしばらくの間使わないでということが、場合によっては発生する。</p>
石井委員	<p>○ 11ページでご説明いただいた空調機器の積立金の前倒しのことだが、もともとの趣旨には財政負担の平準化を図ると書いてあるが、今回は前倒しでやるということで、平準化が図れないとなってると思うが、背景とか狙いというものが分からなかったのご説明いただきたいと思う。</p>
学校施設課長	<p>○ これについては、空調の機器の耐用年数が13年と考えており、13年後に、2年程度の間の一挙に更新しないといけないという事情が発生するということを懸念し、事前に26億円に近い数字を積み立てるということである。13年の間、当初2億円ずつを積み立てて13年間で26億円という計算だったが、ここで少し財政状況のことから今年度は年収が少し増額して、あるいは財産の売払いの収入があったということで、これらの余剰金を財政の担当課と考慮して前倒しで14億円を一挙に積み立てていただくということになった。前倒しで積み立てていただけるので、例えば状態が悪いときには積立てがない年もあるかもしれないが、事前に積立てを先にしていただくと安心していただけるかなと、そういうことである。</p>
石井委員	<p>○ 市の財政の仕組み自体がよく分かってないので、会社だったら黒字とか、そういうふうになるが、市の場合は収入が増えたら、それをどこかに回して使うとか、積立に回して行って収支を合わせる、そういう仕組みなのか、基本的なところで申し訳ないが教えていただけたら。</p>

学校施設課長	○ 財政との相談の中で提案をいただき、うちとしても安心できるのでお願いするというので、こういう形になっている。
石井委員	○ 趣旨は分かっているが、単年度の収支が見えにくくなるとか、最初の趣旨に書いてある財政負担の平準化という意味からいうと平準化はされないというふうにも思うので、それとは別に管理されていて、財政が本当にどういう方向に動いていくかというのは別の枠で見れるから、そういうふうに余ったお金をそっちへ回すのは別にいいですよという、そういうご説明なのか。
学校施設課長	○ そうである。当初の目的が毎年13年間で均等に積み立てようというところからスタートしていて、13年後に必要なお金がプールされているというのが目的なので、どの段階で節約されていくかと言えば、13年後に26億円があるというののうちとしては目的を達成できるということになる。
教育長	○ 特別教室にも仮にエアコンがついた場合、特別教室にはかなり高額の設定費になると思うが、またついてからすぐそのための積立ても始まると理解しておけばいいか。
学校施設課長	○ 今特別教室については、どういう形で設置していくかということがまだ決まっておらず、普通教室のように2年から3年で一挙につけるということであれば一挙にお金が必要だということになるが、長い期間で設置するのであれば、その分だけ必要な工事費も下がってくるので、実際に必要かどうかの判断が思う。
教育長	○ PFIになっても考え方としては。
学校施設課長	○ PFIの場合は割かし単年でつけることが可能であるので、そういうふうな基金等はあるかと考えている。
教育長	○ ほかにないか。
全委員	○ 〈なし〉
教育長	○ それでは、報告第9号を承認してよろしいか。
全委員	○ 〈承認〉
教育長	○ 報告第9号を承認する。 では次に、報告第10号、これも補正予算のこども企画総務課、岡山っ子育成局分の報告をお願いします。 では、早速報告第10号をお願いします。
こども企画総務課長	○ 令和3年度岡山市一般会計補正予算(第8号)案のうち、岡山っ子育成局分の予算案の同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和4年3月1日に専決処理したものについてご説明させていただく。 資料の26ページをご覧ください。 岡山っ子育成局分についてご説明させていただく。 第20項幼稚園費、第1目幼稚園管理費は、402万円余の減額である。幼稚園運営経費の補正額のうち1,850万円は、国の補正予算に対応し、市立幼稚園における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費を令和4年度当初予算から今回の補正予算に前倒しして計上するものである。全額繰越明許費を設定している。 第25項社会教育費、第5目社会教育振興費は、1,677万円余の減額で、主な減額理由は令和2年度の延期分の新成人の集いが新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったことによる不用額である。 第30目自然の家費3,457万円余の減額は、少年自然の家運営費の工事請負費等の不用額である。 以上が教育費である。 続きまして、繰越明許費補正中、岡山っ子育成局関係分についてご説明させていただきます。 幼稚園運営事業2,037万円余は、市立幼稚園におけるコロナ対策経費1,850万円を繰り越すものと、幼稚園遊具点検業務187万円を年度内完了が困難なため繰り越すものである。

<p>教育長</p>	<p>少年自然の家運営事業394万円余は、少年自然の家消防設備修繕の年度内完了が困難なため繰り越すものである。</p> <p>○ それでは、岡山っ子育成局分の補正予算について、何かご質問、ご意見があればお願いします。</p> <p>よろしいか。</p>
<p>全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、報告第10号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ では、報告第10号を承認する。</p> <p>続いて、報告第11号、同じく補正予算であるが、スポーツ振興課から説明をお願いします。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>○ 報告第11号専決処理の報告についてを説明する。</p> <p>お手元の資料27ページをご覧ください。</p> <p>令和3年度岡山市一般会計補正予算（第8号）案のうち、スポーツ振興課分の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和4年3月1日に専決処理したものである。</p> <p>では、28ページをご覧ください。</p> <p>内容は、保健体育費、体育振興費のうち学校体育施設開放事業に係る役務費及び委託料について、新型コロナウイルスの影響によりプール開放事業中止に伴う229万9,000円を減額補正するものである。</p> <p>説明は以上となる。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ 何かご質問、ご意見はないか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ では、報告第11号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ では、報告第11号を承認する。</p> <p>○ 続いて、第8号議案教育振興基本計画の策定について、教育企画総務課から説明をお願いします。</p>
<p>企画調整担当課長</p>	<p>○ では、29ページの第8号議案第3期岡山市教育振興基本計画の策定についてご説明する。</p> <p>本議案については、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、岡山市市民協働による自立する子供の育成を推進する条例第8条を掲げた市の責務を計画的かつ効果的に果たすため、第3期岡山市教育振興基本計画を定めようとするものである。</p> <p>お手元の資料、冊子のほうであるが、そちらをご覧くださいながらご説明申し上げます。</p> <p>まず、37ページをご覧ください。</p> <p>本事業については、社会の急激な変化の中で未来の希望である子供たちが自立に向かって成長するために必要なことについて、令和2年12月から本日まで、1年以上にわたって教育委員会協議会で繰り返しご協議いただいた。また、子ども・文教委員会、岡山っ子育成条例推進会議、パブリックコメント、学校園等からご意見をいただいたり、教育振興基本計画振興幹部会議で協議を行ったりしてまいった。本日は、これら繰り返しご協議いただいたことを受けて提案するものである。</p> <p>なお、本議案については岡山市第6次総合計画後期中期計画との整合を図りつつ、第2期岡山市教育大綱に則したものとしている。</p> <p>それでは、先日の協議会でいただいたご意見を基に修正をした点についてご説明申し上げます。</p> <p>41ページをご覧ください。</p> <p>用語解説14、情報活用能力の解説の部分である。この欄の3行目の最後から</p>

	<p>4行目にかけての記述、自他の権利を尊重しとある部分について、権利の中に自分が入っていることについてご意見をいただいた。これについては、情報発信が及ぼす他の人や社会への影響だけでなく、知的財産権などに代表されるように情報には自他の権利があることを考えるということも含めている。前回の文章ではその趣旨が伝わるものとなっていなかったため、他者への影響を考え、人権、知的財産権などという文言を追記して修正をしている。</p> <p>協議会でのご意見を受けて修正した点は以上である。</p> <p>そのほか、表紙について計画の期間である令和4年度から令和8年度を入れたということと、それから施策の具体的な取組の様子が分かるよう掲載した写真の表題等については幾つか整理をしている。</p> <p>なお、議決事項としては、主要な施策及び事業の決定である。冊子では1、岡山市の教育理念から7、計画の推進と進行管理であり、1ページから38ページということになる。</p> <p>内容のご説明については以上であるが、議決後について簡単にお伝え申し上げます。</p> <p>議決後、本計画を今週中には教育委員会のホームページに掲載する予定である。そして、それに当たっては広報連絡を行うとともに学校園、教育委員会の関係機関等にも連絡して広く周知を図る予定である。また、新年度には6月初旬をめどとして本計画及び概要版を印刷製本し、学校園をはじめ、公民館、図書館、関係機関等へ配布して教職員の研修等でも説明をしながら本計画の推進に努めてまいらる。</p>
<p>教育長 河内委員</p>	<p>○ これは長い時間をかけてご協議いただいた基本計画である。ほぼスケジュールどおりで進んでいるが、今回ご意見、ご質問等があればよろしくお願ひしたい。</p> <p>○ 本当に長い間、教育の方向から緻密な文言整理に至るまでご検討をいただきすばらしい原案を作成されて、本当にお疲れだったと思う。1点、先日の協議会でも、これが実際に学校の教育の中に生かされていくというか、つながっていくというところが非常に大切だということでも少しお話をさせていただいたが、学校は学校で各学校の教育基本計画がある。その教育基本計画を作成するのがちょうどこの年度末から年度初め、そろそろ教育課程の編成とともにその作成を並行して行っていくということがあるとは思いますが、この岡山市の教育基本計画と学校教育基本計画がつながるような項立てとか、何かを入れていくとか、そういうものを示していくことで学校も改めて必要に駆られて、教育振興基本計画をしっかりと検討して自校の教育基本計画をつくっていかれるんじゃないかとも思うが、そういうことについて何かお考えはないか。</p>
<p>企画調整担当課長</p>	<p>○ 各学校の教育計画を作成するという説明等については、11月の教育課程の作成の際に担当課のほうから管理職に説明をしている。その際には、自立に向かって成長する子ども、そしてこれまでにの教育大綱の目指す子どもの姿、そしてこの計画に入っているESDの考え方も必ず踏まえていくことという説明を丁寧にしている。ただ、その時期のメンバーや、その会の趣旨がやはり教育課程の編成ということであるので、まず4月に入って、教育基本計画を校長会等でしっかりと趣旨を説明しながら考えていただくようにしていきたいと考えている。本年度については教育大綱の趣旨等をしっかりと学校のほうでいただくということで進めてきているので、内容的なことは既に入ってきているものも多いのではないかなと考えているところである。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ ほかにないか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、第8号議案、原案どおり可決してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ 第8号議案を原案どおり可決する。</p> <p>では続いて、第9号議案就学援助の認定基準、支給基準であるが、就学課から説明をお願いします。</p>



<p>就学課長</p> <p>教育長</p> <p>石井委員</p> <p>就学課長</p> <p>石井委員</p> <p>就学課長</p>	<p>○ それでは、資料の30ページをお開きいただきたい。</p> <p>第9号議案令和4年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準の決定についてご説明する。</p> <p>本議案は、令和4年度就学援助制度の実施に当たり、本市の認定基準及び支給基準を定めようとするものである。</p> <p>資料の31ページをご覧ください。</p> <p>項が1の岡山市就学援助認定基準について、昨年度からの変更はない。</p> <p>その理由として、33ページの資料1の上側の経緯のところをご覧ください。</p> <p>就学援助認定基準額は、前年度の生活保護基準を基に岡山市のルールで額を決定している。資料下側、米印のところの就学援助認定基準推移の表のとおり、生活保護の基準は年々引き下げられ厳しくなっている。本来ならば、就学援助の認定基準もそれに合わせて厳しくなるということになるが、経緯の2つ目のところに戻っていただき、生活保護基準の見直しによる影響が及ばないようにと国からの通知が出ていること、それから新型コロナの影響のある収入が減少している世帯が増加していること、こういったことを踏まえ、引き続き生活保護基準の見直し前である平成26年度の認定基準、4人世帯で267万6,000円というのを維持させていただきたいと考えている。</p> <p>続いて、資料32ページの項が2のほうの就学援助費支給基準についてご説明する。</p> <p>内容については、資料34ページの資料2をご覧ください。</p> <p>資料2の(1)に記載しているとおり、岡山市の支給単価は国が定める要保護児童生徒援助費補助金の単価に準拠している。令和4年度は小学校の新入学児童用学用品費、いわゆる新入学準備費と呼ばれるものが従来の5万1,060円から5万4,060円、3,000円引上げが決まっている。国の単価に合わせて引き上げたいと考えている。</p> <p>続いて、同じ34ページ、資料2の(2)をご覧ください。</p> <p>岡山市が独自に単価を設定している費目として2つある。そのうち、給食費のほうは令和2年度から喫食数、食べた数に応じて実費を支給している。また、小学校の修学旅行費は岡山市の設定単価が国の設定単価よりも高いということがあるので、引き続き岡山市の設定単価を採用させていただこうと考えている。</p> <p>それから、最後、35ページだが、こちらはほぼ11月の協議会でご説明した申請事務の前倒しの資料である。本日は説明は割愛させていただくが、協議会で教育委員からご指摘いただいた、困っているような家庭への声かけといったような点は課内で協議し、学校に文書で通知するなど、困っている方が安心して気兼ねなく申請していただけるよう今後も引き続き工夫や改善に取り組んでまいりたいと考えている。</p> <p>○ それでは、この就学援助の認定基準、支給基準等について、質問、ご意見はないか。</p> <p>○ コロナ禍で困難な家庭が増えている、そういう情報は入ってきているが、実際に就学援助の認定を受ける人の数とか割合というのは、どういうふうに変化しているのか教えていただきたい。</p> <p>○ 令和2年2月末の時点で、小学校は5,209人、それから中学校は2,814人、小中合わせて8,023人となっており、昨年度に比べると、昨年度は確定した数字ではあるが、小学校が5,076人、中学校が2,759人という数字となっているので、それぞれ百数十増えてるというような感じである。</p> <p>○ 割合で言ったら何%ぐらいなのか。</p> <p>○ 認定率で申し上げますと、今年度は小学校が14.2%、中学校では16.3%、小中合わせた割合では14.9%となっている。ちなみに、昨年度、令和2年度の結果で申すと小学校が13.7%、中学校が16.0%、小中合わせた割合でいくと14.5%となっている。</p>
--	--

<p>上西委員 就学課長 石井委員 就学課長</p>	<p>○ 今の割合は全生徒の中の補助を受けてる割合か。 ○ そうだ。 ○ ちょっと増えてると、そういうことか。</p>
<p>上西委員  就学課長</p>	<p>○ そうだ。令和元年度までは少しずつ減少傾向にあったが、令和2年度からまた少しずつ上昇しているという傾向がある。 ○ 河内さんの問題意識と少し絡んでくるが、学校現場で具体的にこの保護者はどのタイミングでどの程度の情報をいただけて、この機会を得られるのかを教えてください。</p>
<p>上西委員  就学課長</p>	<p>○ 令和3年度、今年度までの状態だと、まず1学期、新学期になって5月下旬に就学課から学校に案内を配り、6月上旬ぐらいまでには学校から各家庭に申請書とかパンフレットを配っているという状況であった。そのパンフレットとか申請書は全家庭にお配りするようにしている。</p>
<p>上西委員  就学課長 教育長 河内委員</p>	<p>○ この基準であるとか、援助額の内容も書かれたパンフレットという理解でいいか。 ○ 家庭にお配りしているし、市の広報「市民のひろばおかやま」、それからホームページにも掲載させていただいている。 ○ ほかにあるか。</p>
<p>         就学課長</p>	<p>○ 前回と重なるかもしれないが、これまでは申請の受付を学校がしていた。お一人お一人その内容を確認して、それでチェックして、不備なところも直したりして、事務職員が保護者と一緒になって申請したりして、その書類を就学課に送られて、それで就学課で再度確認して事務処理をされるという流れだった。ところが、このたびからは、直接就学課に学校を経ないで郵送される。すると、就学課の職員さんは一から不備であろう書類をずっと点検して、それぞれの保護者に連絡を取って修正していただいてきちとした書類にしていくという手間がかかるので、各校で行われていたその事務手続きみたいなものが全部就学課にかかるので大変だなと。就学課の職員さんの人数を考えたときに大変だなという感じはしたので、学校の教職員が何かお手伝いができるようなこともないのかなとも思ったのだが、学校は学校で非常に喜ばれていると思う、本当にご苦労さまとしか申し上げられないが。</p>
<p>         上西委員</p>	<p>○ ご心配していただいて本当にありがたい。大変だというのは今年度急遽ルールを変えて、それまでは従来の短期決戦型、3日で学校なり市役所に持ってきていただいて受けていたのを、急遽郵送にしたが、そのままのスケジュールで実施したため大変だったというのがある。来年度はそのままのやり方ではとても進まないということで今回申請の前倒しを考えさせていただいた。それから、学校である程度見ていただいて、それを就学課に送っていただいたという面については、確かに学校の分が就学課のほうに負担がかかってくるが、1人専任で不備な書類に対して電話をかける職員も入れられそうな見通しなので、何とかやっていけるのではないかと考えている。</p>
<p>上西委員  就学課長</p>	<p>○ 少しその運用が変わることによって、学校の負担とかの話とはまた違う話で、申請漏れとか、2年連続申請があったけど今年来てないとか、そういうことに対してのケアというか、フォローというのはどのような体制になっているのか教えてください。</p>
<p>教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ 基本的には申請者の方が教育委員会に対して申請していただくということなので、その点、最初に河内委員さんが心配されていた、困っている方が本当に申請されているのかといったことで、またこういったサポートによって担任の先生であったり、その辺から困っていきそうな世帯に対して声をかけていただくというようなサポートをしていただくよう、こちらのほうも学校に対して改めて文書でお願いとかをしたいと考えている。 ○ それでは、第9号議案、原案どおり可決してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 第9号議案を原案どおり可決する。</p>

	次からは非公開の話に移る。 関係者以外の方は退席をお願いしたい。
--	-------------------------------------

傍聴の状況		
報 議	道 会	0名 0名

令和4年3月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	令和4年3月15日（火）		
2 開会及び閉会	開会	14時56分	
	閉会	15時05分	
3 出席委員	教育長	菅野和良	
	委員	片山美香	
	委員	河内智美	
	委員	石井希典	
	委員	上西芳樹	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	荻野拓志	教育次長	奥橋健介
次長（教育総務部長兼務）	赤野政治	学校教育部長	谷岡哲郎
教職員課長	斎藤靖	教職員課課長補佐	政久秀生
5 議題及び結果			
第10号議案	岡山市立学校教職員の人事について		原案可決